

江府町高校等通学定期券購入補助金交付要綱

平成27年3月20日
訓令教委第8号

(目的)

第1条 この要綱は、西日本旅客鉄道会社（以下「JR」という。）及び町営バス等の路線バス事業者（以下「路線バス」という。）等の公共交通機関が1月以上の一定期間を利用単位として発行する通学定期券（以下「定期券」という。）を利用し、通学する高校生等の保護者の経済的負担を軽減することで、教育の機会均等を図るとともに、公共交通機関の利用を促進することを目的として交付する江府町高校等通学定期券購入補助金について、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に居住し、町内から次の各号に掲げる高等学校等に通学する生徒（以下「生徒」という。）のために、JR及び路線バスの定期券を購入する保護者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。次号において「法」という。）に定める高等学校

(2) その他、法に定める学校のうち、前号に準ずると認められる学校

2 補助金の対象とする期間は、補助金を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度をいう。）の3月17日を末日とする1年間とする。前項第1号に掲げる高等学校にあっては正規の修業年限を上限とし、同項第2号に掲げる学校にあっては高等学校課程とみなされる修業年限を上限とする。

3 補助金の対象となるは、江尾駅で購入したJRの通学定期券、及び路線バス事業者が発行する定期券で購入日が令和2年4月1日以降のものとする。

4 補助金の対象となる経費は、生徒の居住地から当該生徒が通学する第2条第1項各号に掲げる高等学校等までの公共交通機関及び路線バスの定期券で、最も合理的な経路を利用した場合のJR、路線バスの定期券の購入費とする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

5 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第3条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、江府町高校生等通学定期券購入補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 購入した定期券の写し

(2) その他町長が必要と認めるもの

2 申請期間は、該当定期券を購入した日から30日以内、又は3月31日のいずれか早いほうとする。ただし、3月18日から3月31日までに購入した定期券については、翌年度の4月1日から4月30日までとする。

(交付決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、規則第6条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規則第8条第1項の規定により補助対象者に交付の決定を通知しようとするときは、江府町高校生等通学定期券購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、江府町高校生等通学定期券購入補助金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(届出)

第6条 学年の中途に補助対象者の自己都合により高等学校等へ通学しなくなった生徒の保護者は、速やかに江府町高校生等通学定期券購入補助金受給喪失届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第7条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部の返還させることができる。

(1) 第6条の規定による届出があったとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

(3) その他町長が適当でないと認めたとき。

(県補助金)

第8条 令和2年度から適用となる鳥取県高校生等通学費助成事業実施要綱及び鳥取県高校生等通学費助成事業費補助金交付要綱に準拠して補助する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。